

2024年8月6日

## 2024.07.11 TJ事件最高裁判決の分析

弁護士 郷路 征記

### 1 当事者及び原審の判断枠組みとその分析

#### (1) 当事者及び原審の判断枠組み

2024年7月11日、最高裁第一小法廷が言い渡した令和4年（受）第2281号損害賠償請求事件判決（以下、「TJ事件最高裁判決」という）の原審・東京高裁で維持された、東京地裁平成29年（ワ）第8906号損害賠償請求事件について令和3年5月14日言い渡された判決（以下、「TJ事件東京地裁判決」という）には、原告ら（控訴人・上告人）及び統一協会が主張し、東京地裁が判示した統一協会の献金勧誘行為の判断枠組みについて、次のとおり、記載されている。

##### ① 原告ら主張の枠組み

被告家庭連合の信者らによる本件行為は、高齢で、平成16年頃から金銭管理能力が低減し、亡MHの病気による不安にさいなまれていた原告TJに対し、その財産を収奪するという不当な目的で、殊更に不安をあおって、極めて多額の金員を交付させるというものであり、これによって原告TJは、生活費にすら事欠く状態に陥っているのであるから、社会的相当性及び宗教活動としての許容範囲を著しく逸脱した献金勧誘行為及び献金領得行為として違法である（TJ事件東京地裁判決 11頁21行目～12頁1行目）。

##### ② 統一協会主張の枠組み

宗教団体への献金の勧誘や、物品購入の勧誘が違法となるのは、相手方に害悪を告知したり、心理的圧迫を加えたりするなどして、殊更に相手方の不安、恐怖心等をあおるなど、相手方の自由な意思決定に制限を加えるような不相当

な方法でされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で過大な献金がされたと認められる場合に限られるものであり、その違法性は、個別の献金の勧誘行為等ごとに判断すべきである（T J 事件東京地裁判決 14 頁 1～6 行目）。

### ③ 東京地裁判示の枠組み

もつとも、当該勧誘が、献金等を含む宗教的教義の実践を行わないことによる害悪を具体的に告知したり、心理的圧迫を加えたりするなどして、殊更に相手方に不安や恐怖を抱かせ又はこれを助長して、相手方の自由な意思決定を不当に阻害し、相手方の資産状況、生活状況等に照らして過大な出捐をさせるようなものであると認められるような場合には、社会的相当性を逸脱したものとして違法との評価を免れないというべきである（下線部は東京高裁で訂正・付加された部分、T J 事件東京地裁判決 36 頁 3～8 行目）。

## (2) 上記の分析

以上 3 つの判断枠組みは、本質的には同一である。それは、いずれも「殊更に不安をあおって」(①)、「殊更に相手方の不安、恐怖心等をあおるなど」(②)、「殊更に相手方に不安や恐怖心を抱かせ又はこれを助長して」(③)が、これらの判断枠組みの中核であることから、明らかである（以下、これを「不安をあおる型判断枠組み」という）。

不安をあおる型判断枠組みは、献金をするという意思決定の際に、統一協会から加えられる情報等を問題とし、それが具体的な害悪の告知であるか→殊更に不安をあおっているか→意思決定の自由を阻害しているかを問題にしたものである。

すなわち、不安をあおる型判断枠組みは、詐欺、強迫等民法所定の意思表示の瑕疵をもたらす行為の外延にあたる、「殊更に不安をあおる」行為を、不法行為法上の違法性の要件としたものなのである。

したがって、不安をあおる型判断枠組みは、その人の判断基準そのものを違法に改変して献金をさせるという、統一協会の加害行為の本質にかみあったも

のになっていないのである。

## 2 最高裁判決は、上記の問題にどう対応したのか

### (1) 最高裁判決の示す判断枠組み

最高裁判決は、「そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、」（T J 事件最高裁判決 5 頁下から 2 行目～6 頁 2 行目）と判示する。この判示は、個別の献金の勧誘について害悪を告知して不安をあおるような勧誘行為が違法性を帯びることは当然のこととしつつ、献金の勧誘行為として違法となる場合が、殊更に不安をあおる行為に限定されることを、あっさりと否定したものである。すなわち、殊更に不安をあおる場合のみを違法性があるとする、不安をあおる型判断枠組みを明確に否定したのである。

最高裁判決は、新しい判断枠組みとして次のとおり判示する。

「以上を踏まえると、①献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、②献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、③その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」（①、②、③は筆者が追加した。T J 事件最高裁判決 6 頁 7～12 行目）。

しかし、「①献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度」と言われても、何をどのように判断したら良いものかわからない。だから、これだけでは判断枠組みとして役にたたない。

最高裁判決は続けて、「そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はそ

の配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」（T J事件最高裁判決 6頁12～16行目）と判示する。この部分が最も大切な、結論というべき部分である。

しかし、「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様」が殊更に不安をあおるものではなかった場合に、上記判示中の「寄附者の属性、家庭環境、献金の経緯、目的及び原資」を多角的に検討しても「献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度」が明らかになるだろうか？寄附者の年齢などの事情から、明らかになるケースがあるかもしれないが、被害の典型とはいえないし、多数でもないと思われる。

他方、統一協会の場合は「入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方」（以下、「入信経緯要件」という）は、明確に「寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情」になると、私は、青春を返せ訴訟を闘ってきた体験から、断言することができる。統一協会の、正体を隠したままで原理の神を信仰させ、文鮮明を再臨のメシアと信じさせ、その直後人為的に感動させて文鮮明を再臨のメシアと信仰させる手法により、統一協会員は罪人である自分が救われるためには誠の限りを尽くした献金をしなければならないと判断基準を違法に変えられているのであり、それによって「適切な判断」ができなくされているからである。又、宗教的上位者に屈伏して侍らなければ救われないという、アベル・カインの教えと毎日の「ホーレンソー」等によって、統一協会に隷従させられているというのが信者の「関わり方」であり、それによっても宗教的上位者からの献金要求に対し、「適切な判断」ができなくされているからである。

## **(2)加害の実態にかみあった画期的な入信経緯要件**

入信経緯要件は、統一協会に関しては、自主的に信仰を選択する国民の権利を侵害する伝道・教化活動の実態を主張すること、そして信者が統一協会に隷従させられていくことを主張すること、それらを立証することにより、裁判上、明らかにしていくことになる。

それは統一協会の伝道・教化活動の違法性を問うことであるが、そのことは国民の判断基準を違法に改変する統一協会の上記手法を正面から問うことであ

る。したがって、T J 事件最高裁判決に示された判断枠組みによってはじめて、統一協会の加害行為の本質にかみあった判断枠組みが示されたのである。

今後、実務では入信経緯要件についての主張、立証が中心となっていくべきであろう。そうなれば、最高裁判決は、統一協会の責任追及、被害者救済のために画期的な意味を持つであろう。

### (3) 根底にある考え方

最高裁が入信経緯要件を含む判断枠組みを判示したのは、宗教団体の信者から宗教団体への寄附について「寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、・・・・・・・・、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性がある」（T J 事件最高裁判決 5 頁下から 5～3 行目）という認識があるからだと考えられる。

これは重要な認識の転換であると思われる。今まで裁判所は、宗教団体と信者との関係は民法の想定する、相互に自立した対等な個として扱っていた。信者は、「消費者」よりも法的には保護されていなかった。しかし、その認識は、ある種の宗教団体と信者との関係の実態とは、天と地ほどもかけ離れていたのである。宗教の中には、信者を教祖や教団に隷従させる要素を持つものがあり、その部分を利用して信者を意図的に隷従させている宗教団体が現実にある。そのような現実を認め、宗教団体と信者との関係は様々であることを、裁判所として初めて認めたものだと私は考える。その実態の多様さに裁判所や立法府、行政府が着目するようになれば、宗教団体による人権侵害に対して、それぞれの実態に則したアプローチが可能になるのではないだろうか。

### (4) 根拠とされたのが新しい法律だった

T J 事件最高裁判決は、「寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律 3 条 1 号、2 号参照)」と判示した。私は上記の法律が国会で成立した時、この条項に「1 条の光」をみた (<https://www.bengo4.com/c8/n15424>) のであるが、

最高裁判所が私の予想をはるかに超えた内容を、新しい判断枠組みとして定立してくれたことに驚いている。

#### **(5)その他の要件**

なお、「②献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度」と「③その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合」については、私の体験の偏りからか、それらが適用される場面を想定することが困難であるため、分析ができなかった

以上